

■ ラオス本邦研修を実施しました

令和5年4月20日（木）から同月28日（金）までの間、独立行政法人国際協力機構（JICA）東京センター等において、ラオス本邦研修を実施しました。

ラオスにおいては、平成30年7月から令和5年7月まで、JICAにより、法・司法分野の中核となる人材が法曹としての能力を向上させ、かつ質の高い法律実務家を継続的に養成する能力を身につけることなどを目標とした「法の支配発展促進プロジェクト」が実施されており、法務省はこれに協力していました。

同プロジェクトにおいては、民事法分野の活動として、2006年にJICAプロジェクトで作成された民事判決書マニュアルの改訂を行っていたところ、争点及び判断過程が明示された分かりやすい民事判決書を作成する指針とすべく議論を重ねた成果として、改訂後の民事判決書マニュアルにおいては、「裁判所の判断の部」の冒頭に当該事件の争点を特定して記載することとされました。

本研修は、民事判決書マニュアルの改訂に関与した裁判官、検察官、司法省職員、ラオス国立大学教員、弁護士を対象として、民事判決書マニュアルの最も重要かつ実質的な改訂点である争点に対する理解をさらに深め、争点及び判断過程を明示した分かりやすい判決書を作成する能力を向上させるとともに、その前提となる争点中心型審理の実現に向けた問題意識の醸成を図るために実施されました。

研修では、高原知明大阪大学大学院高等司法研究科教授、JICAラオス法整備支援プロジェクトの国内支援委員会委員である志賀剛一弁護士、前ラオスJICA長期派遣専門家である鈴木一子弁護士らを講師とし、充実した講義や意見交換を実施していただきました。加えて、東京地方裁判所の訪問見学のほか、法務総合研究所長（当日は東山太郎法務総合研究所総務企画部長が代理出席）との意見交換会も実施しました。

研修参加者からは、本研修で学んだ内容は有意義な内容であり、ラオスの民事訴訟の改善・発展に繋がりたいという声が数多く得られました。本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお礼を申し上げます。



【法曹会館における記念撮影】